

# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

**Q** 患者から処方せんを受け付けた際、氏名や保険者番号などの記載内容に誤りがないか確認するため被保険者を提示してもらったところ、被保険者証の表面の氏名欄に「通称名」、裏面の備考欄に「戸籍上の氏名」が記載されていました。処方せんの氏名欄には通称名が記載されています。このような場合、保険請求や薬歴などの氏名については、どのように取り扱えばよいのでしょうか。(匿名希望)

**A** 保険請求は、被保険者証の表面の氏名欄に印字された氏名(すなわち、この場合は通称名)で行ってください。また、調剤録や薬歴など保険薬局の内部で管理するものの氏名の記載は、戸籍上の氏名または通称名どちらでも構いませんが、患者へ配慮しつつ取り扱う必要があります。

これまで被保険者証の表記方法については、被保険者

から保険者に対して被保険者証の表面に戸籍上の性別を記載してほしくない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合に、被保険者証の性別欄(表面)を「裏面参照」としたうえで備考欄(裏面)に戸籍上の性別を記載するなど、性別表記を工夫できることになっていました(表1)。

その後、さらに氏名表記の取り扱いについて、性同一性障害を有する被保険者または被扶養者であって、保険者がやむを得ないと判断した場合には、被保険者証の氏名の表記方法を工夫して差し支えないことが示されました(表2)。

具体的な表記方法としては、例えば、①被保険者証の表面の氏名欄には「通称名」、裏面の備考欄は「戸籍上の氏名は○○○○」と記載する、あるいは、②被保険者証の表面の氏名欄に「戸籍上の氏名」と記載するとともに「通称名は○○○○」と併記することなどが考えられます。

表1 性別の表記方法

2 被保険者証における性別の表記方法の見直しについて(中略)

しかしながら、被保険者から被保険者証の表面に戸籍上の性別を記載してほしくない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む被保険者証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって、被保険者証における性別の表記方法を工夫しても差し支えありません。例えば、被保険者証の表面の性別欄は「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男(又は女)」と記載すること等が考えられます。

※「被保険者証の性別表記について」(平成24年9月21日 事務連絡、厚生労働省保険局保険課ほか)別添1

表2 氏名の表記方法

性同一性障害を有する被保険者又は被扶養者から、被保険者証において通称名の記載を希望する旨の申し出があり、保険者がやむを得ないと判断した場合には、被保険者証における氏名の表記方法を工夫しても差し支えない。

また、被保険者証における氏名の表記方法については、様々な場面で被保険者証が本人確認書類として利用されていることに鑑み、裏面を含む被保険者証全体として、戸籍上の氏名を確認できるようにすること。

例えば、被保険者証の表面の氏名欄には「通称名」を記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の氏名は○○」と記載することや、被保険者証の表面の氏名欄に「戸籍上の氏名」を記載するとともに「通称名は○○」と併記すること等が考えられる。

※「被保険者証の氏名表記について」(平成29年8月31日 保発0831第6号、厚生労働省保険局保険課ほか)

「通称名」のみを記載すること、すなわち、戸籍上の氏名を省略することは認められていません。

一方、診療報酬請求に係る取り扱いにおいて、氏名は必ず「被保険者証の表面の氏名欄に印字された氏名」とするよう求められています。また、保険者へのレセプト請求（請求書および明細書の作成）も「被保険者証の表面の氏名欄に印字された氏名」で行うこととされており、もし判断が困難な場合は当該患者が加入する保険者に確認するよう求められています（表3）。

したがって、保険医療機関において処方せんを交付する際には、患者の氏名欄に「被保険者証の表面の氏名欄

に印字された氏名」が記載されると思いますので、調剤報酬のレセプト請求についても当該氏名で行ってください。すなわち、今回のご質問のケースでは、「通称名」を氏名として記入することになります。

ただし、調剤録や薬歴などのように保険薬局の内部で管理するものについては、「戸籍上の氏名」または「通称名」のどちらを記載すべきかまで示されているわけではありませんが、患者へ配慮しつつ取り扱うことが必要です（表3中のQ11）。個々の保険薬局において検討・判断のうえ、適切に対応することが求められます。

表3 氏名表記に係る保険請求について

【Q10】 保険医療機関等から保険者に診療報酬を請求する際、戸籍上の氏名と通称名とどちらで請求すれば良いか。

（A）被保険者証の表面の氏名欄に印字された氏名で請求を行うこと。判断が困難な場合には、保険者に確認すること。

【Q11】 診療券やカルテ等で記載する患者の氏名と患者の被保険者証の表面の氏名欄は異なっても問題ないのか。

（A）診療券やカルテ等、保険医療機関等の内部で管理するものについては、各保険医療機関等にて患者へ配慮しつつ取扱いいただきたい。また、診療報酬請求に係る取扱いにおいて、氏名については必ず被保険者証の表面の氏名欄に印字された氏名で申請していただくようお願いする。

※「被保険者証の氏名表記について」（平成29年8月31日 保保発0831第6号、厚生労働省保険局保険課長ほか）別紙Q&A

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、  
医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？  
皆さんの疑問に各分野の専門家が答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

### 1. 質問の範囲

#### ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できない実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

#### ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？  
請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。

#### ③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270